

条例第 43 号

宇和島市祓川温泉施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

閑原文彰

宇和島市祓川温泉施設設置条例の一部を改正する条例

宇和島市祓川温泉施設設置条例（平成17年条例第174号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第6条関係） 祓川温泉施設利用料		別表（第6条関係） 祓川温泉施設利用料金	
さぎそう棟	1棟につき <u>1,200円</u>	さぎそう棟	1棟につき <u>1,350円</u>
りんどう棟	ただし、もみじ棟を付き添いを必要とする身	りんどう棟	ただし、もみじ棟を付き添いを必要とする身
もみじ棟	障者が利用する場合は、500円	もみじ棟	障者が利用する場合は、500円
さくら棟	区分	さくら棟	区分
	金額（円）		金額（円）
うめ棟	大人（中学生以上）	うめ棟	大人（中学生以上）
	<u>400</u>		<u>450</u>
	小人（小学生以下）		小人（小学生以下）
	<u>100</u>		<u>150</u>
	老人（市内65歳以上）		老人（ <u>65歳以上</u> ）
	<u>300</u>		<u>350</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。